

土地境界測量等業務仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、鎌倉市（以下「本市」という。）が土地境界測量等業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、受注者が円滑に本業務を実施できるよう作業内容その他必要な事項を示すものであり、受注者はこの仕様書に定める事項に基づき確実に履行しなければならない。

(準拠する法令等)

第2条 本業務は、この仕様書によるほか、次の各号に掲げる規程等に基づき行う。

- (1) 公共測量作業規程の準則（国国地第243号 平成20年7月4日承認）
- (2) 鎌倉市公共測量作業規程
- (3) 測量成果電子納品要領（国土交通省）
- (4) 鎌倉市基準点測量データ製品仕様書
- (5) 土地境界測量等業務データ製品仕様書
- (6) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (7) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (8) 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）
- (9) 設計業務等標準積算基準書（国土交通省）
- (10) その他関係法規

(業務概要)

第3条 本業務の概要は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市有地境界確定に伴う測量（業務識別番号：S・K S）
本市管理の道水路等市有地について、土地境界確定後、境界標を埋設し、土地境界確定図を作成する作業をいう。
- (2) 道路認定、道水路の廃止等に伴う測量（業務識別番号：K）
道路区域の変更等による区域線測量作業をいう。
- (3) 狭あい道路拡幅整備事業に伴う測量（業務識別番号：K Y）
狭あい道路拡幅整備事業に伴う後退用地について、土地境界確定後、境界標を埋設し、土地境界確定図を作成する作業をいう。
- (4) 境界標復元等に伴う測量（業務識別番号：F）
境界確定作業終了後、工事等により移動又は亡失した境界標の復元及び測量作業をいう。

(業務の実施)

第4条 本業務は、鎌倉市公共測量作業規程、国土交通省の定める公共測量作業規程の準則（以下「規程」という。）及び発注者の指示に基づき実施する。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項第1号及び第2号によるものとする。また、公共測量の実施に当たっては、規程の定めのほか別途国土地理院により定めるマニュアルによるものとする。

2 本業務において使用する測量の基準は、前項に規定するほかは発注者の指示によるものとする。

(業務工程)

第5条 本業務は、次の各号の3工程により構成する。

- (1) 現地調査等事前準備（A工程）
本業務の実施に向けた現地調査、仮杭等設置、仮図面作成等事前準備作業を行う。
- (2) 境界立会い（B工程）
現地における関係土地所有者との立会いにおいて、発注者に同行し、発注者の指示する作業を行う。
- (3) 土地境界確定図等成果物作成・納品（C工程）
境界立会い等協議結果に基づく土地境界確定図等成果物の作成及び納品をする。

(工期)

第6条 本業務の工期は、測量等業務発注書のとおりとする。

2 受注者は、本業務完了後、速やかに測量等業務発注書に基づき発注した案件ごとに業務完了届を提出し、検査を受ける。

(概算金額の算出及び変更)

第7条 本業務の発注を受ける際には、受注者は「土地境界測量等業務概算内訳書」を提出し、工程、作業項目及び数量の確認を受ける。

2 受注者は、発注を受ける際に発注者に提出した「土地境界測量等業務概算内訳書」の工程、作業項目及び数量の変更がある場合、速やかに発注者にその旨を伝え、変更後の「土地境界測量等業務概算内訳

書」並びに変更後の数量及び項目の根拠を示した図面を発注者に提出し、承認を受ける。

(作業概要)

第8条 作業は、発注内容に合わせ、次の各号のうち該当する項目を実施する。なお、作業内容、計上数量等は別紙「工程・作業項目別作業内容等」のとおりとする。

(1) 調査・報告

本業務の履行に必要な調査（関連確定図、確定済座標値等資料調査及び現地調査）、境界立会において関係土地所有者への説明等に使用する仮図面作成並びに報告を含む定例的な打合せを行う。

(2) 打合せ協議

本業務の履行において、発注者が特に必要と判断した住民説明、現地調査、本業務の進捗報告等に付随する発注者の指示する打合せ。

(3) 検査探索

既存境界点の状況を把握するために、確定図距離・座標差距離・実測距離・復元距離（埋設後）を比較して、現地において境界点間距離を測定する作業。

ア 境界点の探索における掘削は、その場の状況に応じて適宜行う。ただし、標準土工量は、直径 50cm・深さ 50cm を目安とする。

イ 探索により境界点が確認されても埋設状況が悪い境界点及び亡失点を発注者に報告し、検査探索図に明示する。

ウ 確認された境界点の種別が、確定図における凡例と異なる場合は、その種別及び位置を発注者に報告し、検査探索図に明示する。

エ 確認された全ての境界点について、発注者の指示する点間距離を測定する。また、測定した点間距離（以下「実測距離」という。）を発注者の指示に従い、検査探索図に明示する。

オ 実測距離と土地境界確定図における境界点の点間距離の較差の点検を行うものとし、許容範囲は、次表に掲げるとおりとする。

点間距離	較 差	適 用
20m 未満	20mm	S は点間距離の計算値
20m 以上	S/1000	

カ 前細分により算出した較差を検査探索図に明示する。

キ 較差がオにおける許容範囲を超えた場合は異常辺となるが、異常辺に関与する境界点を異常点として発注者に報告し検査探索図に明示する。

(4) 境界立会い

現地における関係土地所有者との立会いにおいて、発注者に同行し、発注者の指示する作業。

(5) 石標埋設

境界立会いにおいて埋設した仮杭及び復元測量により復元した位置に石杭を正確に埋設する作業。

(6) 金属標埋設

境界立会いにおいて埋設した仮杭及び復元測量により復元した位置に金属標を正確に埋設する作業。

(7) 金鋳埋設（コンクリート巻）

境界立会いにおいて埋設した仮杭及び復元測量により復元した位置に金鋳を正確に埋設する作業。

(8) プラスチック杭埋設

境界立会いにおいて埋設した仮杭及び復元測量により復元した位置にプラスチック杭を正確に埋設する作業。

(9) 石標撤去（1本）

埋設されている石標を撤去する作業。

(10) 石標撤去（部分）

埋設されている石標の道路上に突出している部分等を撤去する作業。

(11) 確定図作成

基準点又は多角点に基づき、地形・地物を描画し、土地境界確定図（S=1/300）を作成する作業。

ア 図葉はA3（JIS規格）とし、その図郭寸法は縦 275mm・横 398mmとする。

イ 測定・図示を要するものは、次の各細分の細分に定める。

(ア) 道路敷内及び道路敷に並行する水路敷内における主要工作物

(イ) 道路敷及び道路敷に並行する水路敷に隣接する主要地物

(ウ) 道路法第2条第2項に規定する道路付属物

(エ) 同法第32条第1項に規定する道路占有物

(オ) 隣接する家屋等

ウ 地形・地物等を測定・図示する範囲は、原則として区域線より5mの範囲までとし、発注者の指

示による。

エ 整飾は、図名、工事番号、確定年月日、担当者名、縮尺、計画機関名及び発注者の指示する必要事項を記入する。

オ 作成する土地境界確定図が連続する場合は、発注者の指示に従い、索引図を作成する。

カ 点検は、土地境界確定図及び索引図の誤記、脱落及び図式の誤りの有無について確認する。

(12) 確定図の修正

確定図の修正、追加（現地作業なし）作業。

(13) 4級基準点計算整理

既知点である公共基準点等に基づき、計算により4級基準点の水平位置（世界測地系による座標値）を定める作業。

(14) 境界点計算整理

4級基準点計算整理の結果に基づき、計算により旧日本測地系の座標が付いた境界点の座標値（世界測地系による座標値）及び復元点・道路後退点等の座標を定める作業。

(15) 成果検定

発注者が指示した成果物等の点検、修正作業。

(16) 電子成果物の作成

測量の成果について、電子媒体に取りまとめる作業。

(17) 境界点復元測量

事前に発注者に復元方法について相談すること。

ア 基準点による復元

公共基準点又は多角点が保存されており、境界点資料に基づき、放射法により境界点を仮印又は鋸で復元する作業。

イ 残存する境界点による復元

残存する周囲の境界点を使用し、その境界点と復元したい境界点の関係資料に基づき、放射法等により、境界点を仮印又は鋸で復元する作業。

（ア）用地測量における復元測量を実施した後、境界点間測量を実施する。

（イ）境界点間測量を実施する際の較差の許容範囲については、平地を採用する。

(18) 境界点測量

基準点又は多角点に基づき、現地において境界点を測量し、その座標値を定める作業。

ア 境界点番号については、現地において埋設した境界点（立会等の際に設置した仮杭を含む。）に、発注者の指示に従い、番号を付す。

イ 用地測量における境界測量を実施した後、境界点間測量を実施する。

ウ 境界点間測量を実施する際の較差の許容範囲については、平地を採用する。

(19) 4級基準点測量

既知点である公共基準点に基づき、角度及び距離を測定し、4級基準点の水平位置（公共座標値）を定める作業。なお、測量方式は結合多角方式を標準とし、やむを得ない場合は単路線方式とする。

(20) 補助基準点測量

既知点に基づき、新点である補助基準点の位置及び標高を定める作業。ただし、4級基準点測量からの開放点（後視点より短い距離）1点までとする。なお、後視点より長くなる場合は、発注者と協議すること。

(21) 伐採

測量実施時に障害となる樹木等を伐採する作業。

(22) 中心線測量

道路セットバックにおける道路中心線の線形を決定する作業。

(23) 用地幅杭設置測量

中心線等から用地幅杭点の座標値の計算・道路後退線測量図（垂線図）の作成及び現地仮杭設置を行う作業。

(24) 交点計算

境界確定において関係資料に基づき境界点の水平位置を交点計算により算出する作業。

（作業地区及び作業量）

第9条 本業務における作業地区及び作業量は、別途、測量等業務委託発注書のとおりとする。

（座標系）

第10条 本業務で使用する座標系は世界測地系とする。ただし、公共基準点設置区域外等、世界測地系での測量が難しい箇所は、発注者の指示の上で旧日本測地系又は任意座標を使用する。

(支給する物品)

第 11 条 本業務において設置する境界標等の原材料は発注者が支給する。

(資料の貸与及び返却)

第 12 条 調査職員は、本業務の関係資料を受注者に貸与する。

2 受注者は、貸与された関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに調査職員に返却する。

3 受注者は、貸与された関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復する。

4 受注者は、守秘義務の必要な資料については複製してはならない。

(貸与資料)

第 13 条 貸与する資料は、次のとおりとする。

(1) 鎌倉市公共基準点成果及び境界点測量成果

(2) 鎌倉市土地境界確定図

(3) 国土調査法に基づく地籍調査が実施されている場合は、その測量成果及び図面

2 貸与された資料については常にその管理状況を明らかにしておかなければならない。

(精度管理)

第 14 条 受注者は、測量成果物の必要な精度を確保するため、工程毎に適切な精度管理を行うものとし、精度管理表を作成し、発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、各工程別作業終了時及びその他適切な時期に、発注者の指示に従い所要の点検測量を行う。

ただし、点検測量率は次の各号を標準とする。

(1) 4 級基準点測量 5 %

(2) 地形測量 2 %

(3) 境界点測量 5 %

(4) 境界点復元測量 5 %

(5) 中心線測量 5 %

(品質評価)

第 15 条 受注者は、製品仕様書に規定するデータ品質を満足しているか評価する。

2 品質評価手順に基づき品質評価を実施する。

(成果物)

第 16 条 本業務による成果物については、別紙「作業項目別等提出成果物一覧表」のとおりとする。なお、電子成果物については、測量成果電子納品要領に基づき作成するものとし、確定図は SXF 形又は DXF 形式及び TIF 形式で、その他の成果物は PDF 形式又は Excel 形式で納品する。

(成果物の提出)

第 17 条 受注者は、本業務が完了したときは、成果物を業務完了届とともに提出し、検査を受ける。

2 受注者は、発注者が指示する場合は、履行期間の途中においても成果物の部分引渡しを行う。

3 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系 (SI) を使用する。なお、従来単位を併記してもよいとする。

4 受注者は、測量成果電子納品要領 (国土地理院) に基づき作成した電子データにより成果物を提出する。なお、これによりがたい場合は、事前に発注者と協議する。

5 受注者は、電子データにより成果物を提出する場合は、成果物が納められた電子媒体のウイルスチェックを行わなければならない。

(成果物の照査)

第 18 条 成果物の照査は、公共測量作業規程の準則の品質評価表及び精度管理表により行う。

2 受注者は、完成した成果物及び所定の書類を提出するとともに、発注者の指示に従い、検査及び境界点検のために必要な資料を提出する。

3 本業務は、発注者が実施した検査及び境界点検に合格したときをもって完了とする。

4 受注者は、指摘事項について速やかに修正及び補足しなければならない。

(成果物の修補)

第 19 条 受注者は、成果物の修補を実施する場合は、速やかに行わなければならない。

2 発注者は、修補の必要があると認めた場合は、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができる。ただし、その指示が受注者の責めに帰すべきものでない場合は、異議を申し立てることができる。

(関係官公庁への手続等)

第 20 条 受注者は、本業務の実施に当たって発注者が行う関係官公庁等への諸手続に協力しなければならない。

2 受注者は、本業務を実施するために関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行う。

3 受注者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に報告し協議する。
(土地への立入り等)

第21条 受注者は、公有又は私有の土地に立ち入る場合は、発注者及び関係者と十分な協調を保ち、本業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合は、直ちに発注者に報告し発注者の指示を受ける。

2 受注者は、本業務の実施に当たって、樹木等の伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ土地所有者及び占有者の許可を得て行う。

3 受注者は、前項の場合において生じた損失は、原則として受注者が補償する。

4 受注者は、公有又は私有の土地への立入りに際しては、常に身分証明書を携帯しなければならない。

5 受注者は、本業務の実施に当たって、発注者に身分証明書交付願書を提出し、あらかじめ身分証明書の交付を受ける。

6 受注者は、契約期間満了後、速やかに発注者に身分証明書を返却しなければならない。また、契約期間中に配置技術者等を変更した場合も同様とする。

(工程管理)

第22条 受注者は、本業務の実施中、適切に工程を管理しなければならない。

2 受注者は、本業務の進捗状況について、発注者に報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

(作業確認)

第23条 受注者は、主要な作業段階のうち、あらかじめ発注者が指示した箇所については、発注者の承認を得なければ、次の作業を進めてはならない。

(安全等の確保)

第24条 受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払状況、作業環境等を十分に把握し適正な労働条件を確保しなければならない。

2 受注者は、屋外で作業する場合は、測量業務関係者のほか、付近住民、歩行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は、常に安全に留意し現場管理を行い、事故等の防止に努めなければならない。

(2) 受注者は、現地において別途測量業務、工事等が行われる場合は、相互協調して業務を遂行しなければならない。

(3) 受注者は、本業務実施中、施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為をしてはならない。

3 受注者は、本業務の実施に当たっては、必要に応じて所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等と緊密な連絡を取り、安全の確保に努めなければならない。

4 受注者は、屋外で作業する場合は、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導・監督に努めなければならない。

5 受注者は、屋外で作業する場合は、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。

6 受注者は、屋外で作業する場合は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 受注者は、災害の防止に努めなければならない。

(2) 屋外での作業に伴い立木等を伐採した場合は、これを野焼きしてはならない。なお、処分する場合は、関係法令を遵守するほか、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

7 受注者は、屋外での作業中に事故等が発生した場合は、第一報(速報)を電話等で直ちに発注者に報告するとともに、詳細な報告書を速やかに発注者に提出し、発注者から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

8 受注者は、作業を完了したときは、残材、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。